



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次 規則

▽神戸市会計規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部を改正する規則 [会計室会計課] 1701

## 告 示

▽災害対策基本法による指定緊急避難場所の指定の取消し [危機管理室] 1705

▽災害対策基本法による指定避難所の指定の取消し [危機管理室] 1705

▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定（特定非営利活動法人 インド太平洋問題研究所） [行財政局税務部市民税課] 1705

▽放置自転車等の撤去及び保管 [建設局西建設事務所] 1706

▽人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例による里づくり計画の認定（藍那里づくり計画ほか） [経済観光局農政計画課] 1707

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 北鈴蘭台60号線ほか） [建設局道路管理課] 1707

## 公 告

▽有料公園（布引公園）供用時間の変更 [建設局公園部管理課] 1708

▽農用地利用集積計画の決定（一般） [農業委員会事務局] 1708

▽農用地利用集積計画の決定（解除条件付） [農業委員会事務局] 1712

▽神戸農業振興地域整備計画の変更 [経済観光局農政計画課] 1715

▽開発行為に関する工事の完了（西区押部谷町） [都市局都市計画課] 1715

▽建築基準法第42条1項5号の規定に基づく道路の指定 [建築住宅局建築指導部建築安全課] 1715

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（御影クラッセ） [経済観光局経済政策課] 1716

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（神戸御幸ビル商業施設） [経済観光局経済政策課] 1721

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（ミント神戸（神戸新聞会館ビル）） [経済観光局経済政策課] 1722

▽大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出（クロスモール須磨） [経済観光局経済政策課] 1727

▽開発行為に関する工事の完了（西区ニツ屋二丁目） [都市局都市計画課] 1728

## 訂 正

▽令和4年7月12日付け神戸市公報第3766号中 [都市局都市計画課] 1729

規 則
-----

神戸市会計規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月15日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第26号

神戸市会計規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部を改正する規則

(会計規則の一部改正)

第1条 神戸市会計規則(昭和39年3月規則第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第32条 [略] <u>2 前項の規定にかかわらず、硬貨及び紙幣を入出金するための機械と電子計算機を専用回線で接続した電子情報処理組織であって、公金に関する業務に使用するもの(以下「現金入出金機」という。)を設置する庁舎において出納員等が収入金を収納したときは、即日又は翌日中に現金</u>	第32条 [略]

入出金機に払い込むことができる。

3、4 [略]

(出納員等のつり銭)

第37条の3 [略]

2～6 [略]

7 現金入出金機が設置されている庁舎においては、第3項の規定にかかわらず、現につり銭に使用しない現金を現金入出金機により管理することができる。

8 [略]

(資金前渡)

第45条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1)～(19) [略]

(20) 介護保険加入者に対する給付金

(21)～(33) [略]

2～4 [略]

5 現金入出金機が設置されている庁舎においては、第1項に定める資金を会計管理者が開設する口座を利用して前渡することができる。

(前渡金の保管)

第46条 [略]

2、3 [略]

(出納員等のつり銭)

第37条の3 [略]

2～6 [略]

7 [略]

(資金前渡)

第45条 次の各号に掲げる経費については、現金支払をさせるため、その資金を前渡金管理者に前渡することができる。

(1)～(19) [略]

(20)～(32) [略]

2～4 [略]

(前渡金の保管)

第46条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、現金入出金機が設置されている庁舎においては、支払を行うまでの間、現金入出金機によりその取扱いにかかる現金を保管することができる。

3 第1項の規定により預金した場合において利子を生じたときは、その都度指定金融機関等に払い込まなければならない。

(指定金融機関等の派出所)

第78条 指定金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。

- (1) [略]
- (2) 区役所 (中央区役所及び北神区役所を除く。)
- (3)、(4) [略]

2 [略]

(現金入出金機の設置)

第78条の2 指定金融機関の現金入出金機は、中央区役所に設置する。

2 前項の規定により預金した場合において利子を生じたときは、その都度指定金融機関等に払い込まなければならない。

(指定金融機関等の派出所)

第78条 指定金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。

- (1) [略]
- (2) 区役所 (北神区役所を除く。)
- (3)、(4) [略]

2 [略]

(地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則(昭和39年10月規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(総括出納取扱金融機関の派出所等)</p> <p>第55条 総括出納取扱金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 区役所 (<u>中央区役所及び北神区役所</u>を除く。)</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(総括出納取扱金融機関の派出所等)</p> <p>第55条 総括出納取扱金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 区役所 (北神区役所を除く。)</p> <p>(3)、(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年7月19日から施行する。

告 示
-----

**神戸市告示第316号**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、令和4年6月30日付けで指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年7月15日

神戸市長 久元喜造

施設・場所名	住 所	対象とする異常な現象の種類					指定避難所との重複
		洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	津波	大規模な火事	
勤労会館	神戸市中央区雲井通5丁目1-2	1	1		1		○

※「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象の種類に「1」を記入している。

**神戸市告示第317号**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項において読み替える同法第49条の6第1項の規定に基づき、令和4年6月30日付けで指定避難所の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年7月15日

神戸市長 久元喜造

施設名	住 所	指定緊急避難場所との重複
勤労会館	神戸市中央区雲井通5丁目1-2	○

**神戸市告示第318号**

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20220001	令和4年7月12日 (令和4年5月12日から 令和9年5月11日までに 支出された寄附金)	特定非営利活動法人 インド太平洋問題研究所 理事 簗原 俊洋 神戸市灘区六甲台町2-1 神戸大学大学院法学研究 科簗原俊洋研究室

神戸市告示第340号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所及び学園都市保管所

火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

ア 土曜日 午後1時から午後5時まで。

イ 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保	自転車等が置かれ、又	撤去し、及び保管した	撤去し、及	問い合わせ先
--------	------------	------------	-------	--------

管及び返還の場所	は放置されていた場所	自転車等の台数	び保管した年月日	
西区高塚台6丁目	西神中央駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 3台	令和4年6月7日	西区玉津町今津字宮の西333番地の1建設局西建設事務所 電話912-3750
西神保管所 電話992-3763	西神南駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 5台	令和4年6月23日	
	西建設事務所管内自転車等放置禁止区域外長期放置	自転車 7台	令和4年6月23日	
			自転車 6台	
西区学園西町3丁目2番地 学園都市保管所 電話795-4618	伊川谷駅周辺自転車等放置禁止区域内	自転車 3台	令和4年6月14日	

#### 神戸市告示第341号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第1項の規定に基づく里づくり計画の認定を行ったので、同条第6条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年8月2日

神戸市長 久元喜造

- 1 認定する里づくり計画
  - 藍那里づくり計画
  - 屏風里づくり計画

#### 神戸市告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年8月3日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年8月16日まで一般の縦覧に供する。

令和4年8月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造



道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	北鈴蘭台60号線	神戸市北区甲栄台4丁目15番地先から 神戸市北区甲栄台4丁目15番地先まで	新	52.60	8.30
			旧	52.60	6.80
	北鈴蘭台74号線	神戸市北区甲栄台4丁目15番地先から 神戸市北区甲栄台4丁目15番地先まで	新	3.00	5.00
			旧	3.00	5.00

## 公 告

### 神戸市公告第116号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第3項の規定により、布引公園のハーブ園山頂駅周辺の区域について、令和4年7月19日（火）の閉園時間を午後8時30分とする。

令和4年7月19日

神戸市長 久元喜造

### 神戸市公告第117号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年7月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり

## 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件

別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### (2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。

### (3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、（公社）ひょうご農林機構（農地中間管理機構）については、この限りではない。

### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

### (6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存

している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（一般）

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類（備考）	内容（土地の利用目的を含む。）	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	賃借料物			
			認定面積㎡					
神戸市北区長尾町 植田 勝也	神戸市北区長尾町 片山 竜治	北区長尾町上津字南所5203 北区長尾町上津字若林5218	田 2,722 田 510	本公告日 令和4年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道場町 植田 達士	三田市下田中 野部 さよ子	北区道場町塩田字東中ノ坪3307 北区道場町塩田字東上ノ坪3314	田 1,566 田 2,053	本公告日 令和6年12月31日	10,000円／1筆 玄米60kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。及び借賃の全量を甲の住所へ持参する。
神戸市北区道場町 植田 達士	西宮市広田町 野村 俊勝	北区道場町塩田字東中ノ坪3308	田 950	本公告日 令和6年12月31日	玄米30kg／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日に係る借賃の全量を甲の住所へ持参する。
西宮市木津山町 ドーソン 惇子	神戸市北区大沢町 宇瀧 博 神戸市北区長尾町 田中 計子	北区長尾町上津字小屋ヶ谷2912	田 1,140	本公告日 令和8年12月31日	10,000円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構	神戸市北区淡河町 北上 貴士	北区淡河町中山字東沢634	田 1,175	令和4年7月31日 令和14年8月31日	11,750円／1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙の指定する方法で支払う。

理事長 寺尾 俊弘								
神戸市中央区 下山手通5丁目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡 河町 西岡 静雄	北区淡河町中山字下 垣751 北区淡河町中山字下 垣753 北区淡河町中山字下 垣754	田 1,224 田 889 田 878	令和4年7月31日 令和14年8月31日		使用貸借権設 定	水田として利 用	
神戸市中央区 下山手通5丁目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市北区淡 河町 中前 裕志	北区淡河町行原字上 中676	田 1,459	令和4年7月31日 令和14年8月31日		使用貸借権設 定	水田として利 用	
神戸市西区岩 岡町 藤原 昌之	神戸市西区岩 岡町 赤松 敬子	西区岩岡町岩岡字和 田ヶ市3259 西区岩岡町岩岡字和 田ヶ市3260 西区岩岡町岩岡字和 田ヶ市3268-1 西区岩岡町岩岡字和 田ヶ市3268-2	田 1,738 田 2,057 田 1,400 田 315	本公告日 令和7年3月31日	8,690円/1筆 10,285円/1筆 7,000円/1筆 1,575円/1筆	賃貸借権設定	水田として利 用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。
神戸市垂水区 西舞子 中野 信吾	神戸市西区押 部谷町 藤本 千歳	西区押部谷町高和字 萱本1138	田 366	本公告日 令和9年3月31日	1,464円/1筆	賃貸借権設定	水田として利 用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区平 野町 藤田 聡	神戸市西区井 吹台東町 戸田 晋也	西区平野町宮前字畦 代50-5 西区平野町宮前字上 松86-1	田 134 田 500	本公告日 令和14年3月31日	670円/1筆 2,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利 用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 指定する預金 口座へ振り込 む。
神戸市西区平 野町福中37 (有)藤田農 園 代表取締役 藤田 博司	神戸市西区平 野町 藤田 晃三	西区平野町宮前字下 辻石186 西区平野町宮前字下 辻石187	田 2,017 田 2,153	本公告日 令和14年3月31日	20,170円/1筆 21,530円/1筆	賃貸借権設定	水田として利 用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市西区榎 野台 岩崎 武司	神戸市西区二 ツ屋 吉岡 良治	西区神出町東字座頭 谷2347-1 西区神出町東字座頭 谷2348 西区神出町東字座頭 谷2354-1	田 563 田 1,886 田 2,004	本公告日 令和14年3月31日	37,930円/1筆 127,060円/1 筆 135,010円/1 筆	賃貸借権設定	水田として利 用	毎年12月20日 までに当該年 度に係る借賃 の全額を甲の 住所へ持参す る。
神戸市中央区 下山手通5丁目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区平 野町 松井 勇	西区平野町福中字ク リツホ80 西区平野町福中字ク リツホ81 西区平野町福中字ク リツホ82 西区平野町福中字サ カノボリ96 西区平野町福中字サ カノボリ97 西区平野町福中字サ カノボリ102	田 1,935 田 1,002 田 1,232 田 612 田 3,122 田 996	令和4年7月31日 令和14年8月31日		使用貸借権設 定	水田として利 用	
神戸市中央区 下山手通5丁目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構	西区神出町 中嶋 二三子	西区神出町南字池ノ 上174-2	田 861	令和4年7月31日 令和14年8月31日	8,610円/1筆	賃貸借権設定	水田として利 用	毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。

理事長 寺尾 俊弘								
--------------	--	--	--	--	--	--	--	--

## 神戸市公告第118号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年7月20日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法  
別表のとおり
- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件  
別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予  
利用権の設定を行う者（以下「甲」という。）は、災害その他やむを得ない事由のため、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
  - (2) 借賃の減額  
利用権の設定を受ける土地（以下「目的物」という。）が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。  
減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、神戸市が認定した額とする。
  - (3) 解約権の留保の禁止  
甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。
  - (4) 転貸又は譲渡の禁止  
乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。
  - (5) 修繕及び改良  
ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用

と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合は、甲の同意を要しない。

(6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

(11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

(12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置

を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員の内いずれかが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

(13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

(14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

(15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

(16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表（解付）

利用権の設定をうける者（乙）	利用権を設定する者（甲）	利用権を設定する土地		設定する利用権		権利の種類（備考）	内容（土地の利用目的を含む。）	借賃の支払の方法
		土地の所在地	現況地目	開始年月日 終了年月日	賃借料 物			
			認定面積㎡					
神戸市北区淡河町 久保 陽香	大阪市阿倍野区阿倍野筋 沢田 成子	北区淡河町野瀬字一ノ坪1896-1	田 1,213の内 800	本公告日 令和6年12月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
神戸市西区森友 中西 聡一郎	神戸市西区平野町 田中 覚	西区平野町中津字門ノ坪801-1 西区平野町中津字門ノ坪808	田 224 田 262	本公告日 令和9年3月31日	5,000円/1筆 5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート 中野 代表社員 中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町 中野 邦彦	西区伊川谷町布施畑字廣芝228 西区伊川谷町布施畑字大湯537-1	田 1,566 田 1,773	令和4年8月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	

神戸市西区神出町小東野58-104 合同会社AD Bコンサルティング 代表社員 安藤 晃	神戸市兵庫区雪御所町 村主 久夫	西区押部谷町西盛字向井779-1 西区押部谷町西盛字向井780-2 西区押部谷町細田字古添922 西区押部谷町細田字古添927	田 1,326 田 812 田 1,197 田 1,804	本公告日 令和14年3月31日	13,260円/1筆 6,730円/1筆 11,970円/1筆 18,040円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該年度に係る借賃の全額を甲の指定する預金口座へ振り込む。
--	---------------------	--	--	--------------------	---	--------	---------	--

### 神戸市公告第119号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、神戸農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、同法第11条第2項に基づき提出のあった意見書の要旨及び処理結果とともに公告します。

なお、当該変更後の神戸農業振興地域整備計画書は、神戸市経済観光局農政計画課において縦覧に供します。

令和4年7月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

#### 意見書の要旨

意見書の提出なし

### 神戸市公告第123号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年8月2日

神戸市長 久元喜造

- 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
神戸市西区押部谷町西盛字田中井23番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
神戸市西区富士見が丘1丁目14-7  
秦 雄大
- 許可番号  
令和4年3月9日 第8039号

### 神戸市公告第124号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を指定



したものは次のとおりです。

令和4年8月2日

(特定行政庁) 神戸市長 久元喜造

指定番号	指定年月日	道路の位置	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
第R4-5号	令和4年7月15日	神戸市須磨区若木町3丁目33番6の一部、33番7の一部	10.70	5.0

備考 道路の位置の詳細については、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課備え付けの図面のとおり

**神戸市公告第125号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年8月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年8月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

御影クラッセ

神戸市東灘区御影中町3丁目2番1号

2 変更した事項

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 荒木 直也
株式会社パーク・コーポレーション	東京都港区南青山5丁目1番2号	代表取締役 井上 英明
株式会社ヘルスライフ	京都市上京区丸太町通河原町東入駒之	代表取締役

	町536	中平 進也
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2丁目31番8号	代表取締役 尾田 信夫
白鶴酒造株式会社	神戸市東灘区住吉南町4丁目5番5号	代表取締役 嘉納 健二
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	代表取締役 飯島 延浩
株式会社たち吉	京都市下京区四条通富小路角立売東町21番地	代表取締役 石田 章夫
ブルーブルーエジヤパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目13番3号	代表取締役 神山 邦雄
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 立花 隆史
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号	代表取締役 寺脇 栄一
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3丁目17番6号	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ジンス	群馬県前橋市川原町2丁目26番地4	代表取締役 田中 仁
株式会社ブギーインターナショナル	大阪市中央区安土町3丁目3番9号	代表取締役 中山 善夫
株式会社クオリティー	神戸市灘区八幡町1丁目9番16-102号	代表取締役 滝本 光則
株式会社エヌディシージャパン	香川県高松市番町1丁目6番6号	代表取締役 石井 浩一
株式会社東急ハンズ	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	代表取締役 木村 成一
株式会社ルック	広島県福山市笠岡町4番23号	代表取締役 岡崎 芳明
株式会社イークロージング	名古屋市中区錦2丁目15番20号	代表取締役 赤木 政一
株式会社チュチュアンナ	大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目3番1号	代表取締役 上田 崇敦
株式会社H&S	兵庫県明石市立石2丁目1番34号-48	代表取締役 稲田 美枝子
maテレコム株式会社	東京都江東区豊洲3丁目2番24号	代表取締役 柴崎 秀紀

株式会社L' Apartment Kobe	神戸市東灘区御影塚町2丁目3番12-102号	代表取締役 濱本 亮平
株式会社西尾	大阪市福島区吉野2丁目13-18	代表取締役 西尾 高行
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 袖木 治
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26番3号	代表取締役 松崎 暁
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 上田 雄久
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号	代表取締役 金治 伸隆
株式会社エイトカンパニー	神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 神戸ファッションマート203	代表取締役 野口 良治
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区築地4-1-1	代表取締役 平野 信之
株式会社オリンピア	名古屋市中区平和1丁目6番1号	代表取締役 加藤 通浩
株式会社赤ちゃん本舗	大阪府中央区南本町3丁目3番21号	代表取締役 佐藤 好潔
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 義久
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渚2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史
藤久株式会社	名古屋市名東区高社1丁目210番地	代表取締役 堤 智章
川崎興産株式会社	長崎県長崎市出島町5番2号	代表取締役 川崎 孝

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては
--------	-----	---------

		代表者の氏名
株式会社阪急阪神百貨店	大阪市北区角田町8番7号	代表取締役 荒木 直也
株式会社パーク・コーポレーション	東京都港区南青山5丁目1番2号	代表取締役 井上 英明
株式会社ヘルスライフ	京都市上京区丸太町通河原町東入駒之町536	代表取締役 中平 進也
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田2丁目31番8号	代表取締役 尾田 信夫
白鶴酒造株式会社	神戸市東灘区住吉南町4丁目5番5号	代表取締役 嘉納 健二
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町3丁目10番1号	代表取締役 飯島 延浩
ブルーブルーエジヤパン株式会社	東京都渋谷区神宮前6丁目13番3号	代表取締役 神山 邦雄
株式会社ストライプインターナショナル	岡山市北区幸町2番8号	代表取締役 立花 隆史
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1丁目2番1号	代表取締役 三宅 英木
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3丁目17番6号	代表取締役 塚本 厚志
株式会社ジンズ	群馬県前橋市川原町2丁目26番地4	代表取締役 田中 仁
株式会社ブギーインターナショナル	大阪市中央区安土町3丁目3番9号	代表取締役 中山 善夫
株式会社エヌディシージャパン	香川県高松市番町1丁目6番6号	代表取締役 石井 浩一
株式会社東急ハンズ	東京都新宿区新宿6丁目27番30号	代表取締役 木村 成一
株式会社ルック	広島県福山市笠岡町4番23号	代表取締役 岡崎 芳明
株式会社チュチュアンナ	大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目3番1号	代表取締役 上田 崇敦
株式会社H&S	兵庫県明石市立石2丁目1番34号-48	代表取締役 稲田 美枝子
maテレコム株式会社	東京都江東区豊洲3丁目2番24号	代表取締役 柴崎 秀紀

株式会社L' Apartment Kobe	神戸市東灘区御影塚町2丁目3番12-102号	代表取締役 濱本 亮平
株式会社西尾	大阪市福島区吉野2丁目13-18	代表取締役 西尾 高行
株式会社ジーユー	山口県山口市佐山10717番地1	代表取締役 柚木 治
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26番3号	代表取締役 堂前 宣夫
株式会社AOKI	横浜市都筑区葛が谷6-56	代表取締役 上田 雄久
株式会社ティーガイア	東京都渋谷区恵比寿4丁目1番18号	代表取締役 金治 伸隆
株式会社エイトカンパニー	神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地 神戸ファッションマート203	代表取締役 野口 良治
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社ザ・クロックハウス	東京都中央区築地4-1-1	代表取締役 平野 信之
株式会社オリンピア	名古屋市中区平和1丁目6番1号	代表取締役 加藤 通浩
株式会社赤ちゃん本舗	大阪市中央区南本町3丁目3番21号	代表取締役 味志 謙司
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 義久
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	代表取締役 河合 映治
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史
藤久株式会社	名古屋市中区高社1丁目210番地	代表取締役 中松 健一
株式会社メトロ書店	長崎県長崎市出島町5番2号	代表取締役 川崎 孝

## 3 変更の年月日及び変更する理由

令和4年3月13日 退店等のため

## 4 届出年月日

令和4年3月31日

5 縦覧期間

令和4年8月2日から令和4年12月1日まで

6 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

### 神戸市公告第126号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年8月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年8月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

神戸御幸ビル商業施設

神戸市中央区明石町44番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2丁目18番11号	代表取締役 好本 達也
リーバイ・ストラウスジャパン株式会社	東京都港区南青山1-1-1新青山ビル西館19階	代表取締役 パスカル・セン コフ
ヘインズブランドズジャパン株式会社	東京都新宿区信濃町35番地信濃町煉瓦館3階	代表取締役 平野 友彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2丁目18番11号	代表取締役 澤田 太郎

### 3 変更の年月日

株式会社大丸松坂屋百貨店は令和2年5月28日、ヘインズブランドズジャパン株式会社は令和2年12月31日、リーバイ・ストラウスジャパン株式会社は令和3年8月6日。

### 4 変更する理由

株式会社大丸松坂屋百貨店は代表者変更のため。

ヘインズブランドズジャパン株式会社及びリーバイ・ストラウスジャパン株式会社は退店のため。

### 5 届出年月日

令和4年5月11日

### 6 縦覧期間

令和4年8月2日から令和4年12月1日まで

### 7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

## 神戸市公告第127号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年8月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年8月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミント神戸（神戸新聞会館ビル）

神戸市中央区雲井通7丁目1番1号

### 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏

名  
(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社神戸新聞会館	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号	代表取締役 織戸 新

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社神戸新聞会館	神戸市中央区雲井通7丁目1番1号	代表取締役 面出 輝幸

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては  
代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市西区北堀江3丁目12番23号 三 木産業ビル2F	代表取締役 平田 炎
メゾン・ド・ヴェルディ株式会 社	東京都目黒区自由が丘1-8-9 岡 田ビル1F・2F	代表取締役 三角 清隆
株式会社ローゲンマイヤー	兵庫県尼崎市尾浜町2-32-19	代表取締役 細谷 洋一郎
株式会社山垣畜産	神戸市北区八多町吉尾835番地の2	代表取締役 山垣 政晴
株式会社ユナイテッドアローズ	東京都港区赤坂8丁目1番19号 日本 生命赤坂ビル7階	代表取締役 竹田 光広
株式会社ラクラス	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
株式会社フレームワークス	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
ロクシタン ジャパン株式会社	東京都千代田区平河町2-16-1 平 河町森タワー12階	代表取締役 ニコラ ガイ ガー
株式会社ヤマダヤ	名古屋市西区城西1丁目3番5号	代表取締役 山田 太郎
株式会社ジュン	東京都港区南青山2丁目2番3号	代表取締役 佐々木 進



株式会社ルドーム	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 杉村 茂
株式会社J.S. WORKS	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
株式会社オゾンコミュニティ	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目12番6号	代表取締役 齋藤 信夫
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6番4号 アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ジョンブル	岡山県倉敷市児島赤崎1丁目11番3号	代表取締役 北川 敬博
株式会社ビームス	東京都渋谷区神宮前1丁目5番8号 神宮前タワービルディング3F-7F	代表取締役 設楽 洋
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社上野商会	東京都渋谷区代々木2丁目2番1号 小田急サザンタワー6F	代表取締役 長谷川 文彦
株式会社栗原	大阪市西区靱本町2丁目7番6号	代表取締役 栗原 亮
株式会社ヌーヴ・エイ	東京都渋谷区神泉町8番16号 渋谷 ファーストプレイス10階	代表取締役 阿部 了
株式会社ビショップ	神戸市中央区浪花町59番地 神戸朝日 ビルディング9階	代表取締役 森 威
ヒットユニオン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南2丁目20番7号	代表取締役 田辺 圭二
株式会社サンリバー	大阪市西区北堀江1丁目20番15号	代表取締役 清水 隆
近藤ニット株式会社	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門76 - 1	代表取締役 近藤 和也
株式会社ルック	東京都目黒区中目黒2丁目7番7号	代表取締役 多田 和洋
株式会社マザーハウス	東京都台東区台東2-27-3 NSK ビル2階	代表取締役 山口 絵理子
株式会社スキャンデックス	東京都中央区築地4丁目4番12号	代表取締役 横関 直樹
株式会社アートワークスタジオ	神戸市中央区海岸通8番 神港ビルヂ	代表取締役

	ング8階	金野 達夫
株式会社レトリック	神戸市中央区伊藤町119番地 三井生命神戸三宮ビル6F	代表取締役 岡部 和典
株式会社マークスアンドウェブ	東京都目黒区東山1丁目11番10号	代表取締役 松山 剛己
株式会社エトランジェディコストリカ	広島県福山市卸町3-16	代表取締役 村上 弘
株式会社ダッドウェイ	横浜市港北区新横浜2丁目15番地12	代表取締役 白鳥 公彦
株式会社マーキーズ	堺市堺区出島海岸通2丁目3番13号	代表取締役 廣畑 正行
エコー・ジャパン株式会社	東京都渋谷区渋谷2-11-8	代表取締役 犬塚 景子
タワーレコード株式会社	東京都大田区平和島4-1-23JSプログレビル7F	代表取締役 嶺脇 育夫

(変更後)

氏名又は名称	住 所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社光洋	大阪市西区北堀江3丁目12番23号 三木産業ビル2F	代表取締役 平田 炎
メゾン・ド・ヴェルディ株式会社	東京都目黒区自由が丘1-8-9 岡田ビル1F・2F	代表取締役 三角 清隆
イコン株式会社	京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町637 第五長谷ビル5F	代表取締役 佐野 哲也
株式会社ユナイテッドアローズ	東京都港区赤坂8丁目1番19号 日本生命赤坂ビル7階	代表取締役 松崎 善則
株式会社ベイクルーズ	東京都渋谷区渋谷1丁目23番21号	代表取締役 窪田 祐
ロクシタン ジャパン株式会社	東京都千代田区平河町2-16-1 平河町森タワー12階	代表取締役 天野 総太郎
株式会社ジュン	東京都港区南青山2丁目2番3号	代表取締役 佐々木 進
株式会社オゾンコミュニティ	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目12番6号	代表取締役 齋藤 信夫
株式会社アーバンリサーチ	大阪市西区京町堀1丁目6番4号 アーバンリサーチビル10F	代表取締役 竹村 幸造
株式会社ジョンブル	岡山県倉敷市児島赤崎1丁目11番3号	代表取締役

		塚田 裕介
株式会社ユニオンゲートグループ	東京都港区南青山7-1-5 コラム南青山7F	代表取締役 中川 有司
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史
金子眼鏡株式会社	福井県鯖江市吉江町712番地2	代表取締役 金子 真也
株式会社上野商会	東京都渋谷区代々木2丁目2番1号 小田急サザンタワー6F	代表取締役 長谷川 文彦
株式会社栗原	大阪市西区靱本町2丁目7番6号	代表取締役 栗原 亮
株式会社ヌーヴ・エイ	東京都港区西麻布2丁目24番11号麻布ウエストビル2F	代表取締役 松崎 充広
株式会社ビショップ	神戸市中央区浪花町59番地 神戸朝日ビルディング9階	代表取締役 森 威
ヒットユニオン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南2丁目20番7号	代表取締役 田辺 圭二
株式会社サンリバー	大阪市西区北堀江1丁目20番15号	代表取締役 清水 隆
近藤ニット株式会社	山梨県西八代郡市川三郷町市川大門76-1	代表取締役 近藤 和也
株式会社ルック	東京都港区赤坂8丁目5番30号	代表取締役 多田 和洋
株式会社PORTOM	神戸市中央区海岸通り2丁目3番9号	代表取締役 中野 智之
株式会社ベネクシー	東京都千代田区九段北4-3-8市ヶ谷UNビル3F	代表取締役 海野 祥之
株式会社アートワークスタジオ	神戸市中央区海岸通8番 神港ビルディング8階	代表取締役 金野 達夫
株式会社レトリック	神戸市中央区伊藤町119番地 三井生命神戸三宮ビル6F	代表取締役 岡部 和典
株式会社マークスアンドウェブ	東京都目黒区東山1丁目11番10号	代表取締役 松山 剛己
株式会社U.C.T.corporation	滋賀県野洲市市三宅2675番地2	代表取締役 増村 匡人
株式会社ダッドウェイ	横浜市港北区新横浜2丁目15番地12	代表取締役 白鳥 公彦

株式会社マーキーズ	堺市堺区出島海岸通2丁目3番13号	代表取締役 廣畑 正行
エコー・ジャパン株式会社	東京都千代田区永田町2丁目10番3号	代表取締役 犬塚 景子
タワーレコード株式会社	東京都大田区平和島4-1-23JSプログレビル7F	代表取締役 嶺脇 育夫

3 変更の年月日

2(1)については、令和2年8月1日。

2(2)については、令和3年11月1日。

4 変更の理由

2(1)については、代表者変更のため。

2(2)については、テナント入れ替えのため。

5 届出年月日

令和4年5月24日

6 縦覧期間

令和4年8月2日から令和4年12月1日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

### 神戸市公告第128号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年8月2日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年8月2日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クロスモール須磨

神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上5番1の一部 外

## 2 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

(仮称) クロスモール須磨

神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上5番1の一部 外

(変更後)

クロスモール須磨

神戸市須磨区多井畑字池ノ奥上5番1の一部 外

## 3 変更の年月日

令和4年5月12日

## 4 変更する理由

正式名称決定のため。

## 5 届出年月日

令和4年5月30日

## 6 縦覧期間

令和4年8月2日から令和4年12月1日まで

## 7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

**神戸市公告第129号**

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和4年8月2日

神戸市長 久元喜造

## 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市西区二ツ屋二丁目14番2

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県明石市花園町2番地の2

株式会社 勝美住宅

代表取締役 渡辺 喜夫

## 3 許可番号

令和4年2月22日 第8037号

訂 正
-----

令和4年7月12日付け神戸市公報第3766号について、誤植がありましたので、次のとおり訂正します。

(神戸市公告第108号)

誤

2 地区計画の名称	3 地区計画の位置及び区域
神戸複合産業団地地区計画	神戸市西区見津が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目、押部谷町木見字東平山ノ貳、字東平山ノ参、字東平山ノ四、字東平山ノ五、字東山及び字梶谷並びに押部谷町木津字鶴羽谷（別図のとおり）

正

2 地区計画の名称	3 地区計画の位置及び区域
神戸複合産業団地地区計画	神戸市西区見津が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目 (別図のとおり)